

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市保有個人情報管理規程の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市議会の個人情報の保護に関する条例 東大和市個人情報保護法施行細則			
	部課機関	市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年4月から市長等については、個人情報の保護に関する法律の規律による個人情報保護制度が始まる。また、議会については東大和市議会の個人情報の保護に関する条例による個人情報保護制度が開始する。このことにより、東大和市保有個人情報管理規程について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①取扱状況の記録 (第18条) 把握から記録に変更 情報責任者は、保有個人情報の秘匿性等その性質に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱い状況について記録する。</p> <p>②事務の委託等 (第27条第2項) 第2項に個人情報の範囲を追加 個人情報を取り扱う事務について委託をしようとするときは、委託する個人情報の範囲は、当該事務の内容に照らして必要最小限にしなければならない。</p> <p>③委託契約書等の記載事項等 (第28条第2項) 第2項に実地検査を追加 個人情報を取り扱う事務について委託をしたとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせたときは、委託を受けた者又は指定管理者に係る組織的管理体制及び事務処理の実施体制、取り扱う個人情報の管理方法その他の必要な事項について、年1回以上の実地検査を行わなければならない。ただし、個人情報の秘匿性、内容、量等の実情に応じて、報告書、面談等の確認に代えることができる。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 新しい個人情報保護制度に適正に対応することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 東大和市個人情報保護法施行細則の制定(令和5年2月)</p> <p>(2) 東大和市議会の個人情報の保護に関する条例の制定(令和5年3月)</p> <p>(3) 文書課において審査済み (令和5年3月)</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。